

国際教養大学大学院運営委員会規程

平成 20 年 9 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 7 号

(目的)

第 1 条 大学院運営委員会（以下「委員会」という。）は、本学大学院の教育研究に関する重要事項を審議し、もって研究科の質の向上及び学生に対する責任ある指導の遂行並びに研究科の円滑な運営に資することを目的とする。

(任務)

第 2 条 委員会は、研究科の運営に係る次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 授業科目の種類及び編成の方針に関する事項
- (3) 学生の入学、卒業その他学生の在籍に係る方針に関する事項
- (4) 成績評価及び学位授与に係る方針に関する事項
- (5) その他研究科長が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 委員会は、研究科長を委員長とし、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 学長
- (3) 各領域代表
- (4) その他大学院運営委員会の議を経て学長が指名する教職員

(委員会の開催)

第 4 条 委員会は、委員長が主宰する。

2 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

(事務)

第 5 条 委員会の事務は、教務課が行う。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 8 日から施行する。